

内職行政ニュース

労働省婦人少年局婦人課 5 2 1

目 次

1. 諸外国の家内労働法制について
2. 最低工賃決定状況について
3. 最近の内職求職・求人の状況の推移について
4. 家内労働旬間の実施状況について
5. 統計資料から

1. 諸外国の家内労働法制について

1973年12月にイタリア家内労働保護法が全面改正され、また、1974年10月に西ドイツ家内労働法が改正されましたので、この2国の新法制（仮訳）を含めた外国の家内労働法制を次に紹介します。

諸外国の家内労働法制比較一覧

項 目	西 ド イ ツ	オーストリア	イ タ リ ア	オ ラ ン ダ	フ ラ ン ス	イ ギ リ ス
根 拠 法	家内労働法 (1951年)	家内労働法 (1954年)	家内労働法 (1973年)	家内労働法 (1933年)	労働法典 (1957年)	賃金審議会法 (1959年) 工場法 (1961年) 公衆衛生法 (1936年)
1.対象家内労働者の範囲	①自己の選択した作業場で、単独または家族とともに、委託により生業に従事する者	①委託をうけ自己の選定した作業場で物品の加工に従事する者	自己の選択した場所で、有給の労働者を使用せず委託者のために従属労働に従事する者	企業以外の場所で物品等の製造加工等に従事する者	家族または一人の補助者以外の使用せず委託された労働者	①委託者の管理下にない場所で二人以上の援助をうけないで作業に従事する者 (賃金審議会法)

項 目	西 ド イ ツ	オーストリア	イ タ リ ア	オ ラ ン ダ	フ ラ ン ス	イ ギ リ ス
(仲 介 人)	②二人以下の外来補助者、または家内労働者とともに、委託作業に従事する者(家内工業経営者) ③経済的従属の程度が、保護を要すると認めるものは上記の者と同格(同格指定) 被用者でなく委託された作業を家内労働者に請渡す者	②委託をうけ単独または外来補助者等の補助によつて物品の製造加工等に従事する経営者(下請人) ③上記に準ずる者で保護を要すると認めるもの(同格指定) 家内労働者または下請人に対し作業を引渡すため使用者に使用される者	仲介人の利用禁止	使用者のために行ふ者		②工場外において工場の業務に労働者としてまたは請負人として直接使用される者(工場法)
2 委託契約の明確化	①委託者による報酬表の交付記入義務 ②報酬明細書およびその他の契約条件の明示義務	①委託者による報酬証明書の交付記入義務 ②契約条件の揭示義務	委託者による記録手帳の交付記入義務	①公給賃金手帳を持たない者に対する委託の禁止 ②委託者による賃金手帳の記入義務	①委託者による伝票または帳簿の交付記入義務 ②契約条件の揭示義務	賃金規制命令の揭示と必要書類の記録義務

3 就業時間の規則	①委託作業量の制限 ②年少者の就業時間制限	①委託業務量の制限 ②業務引渡し時間 休日における業務引渡し ③年少者の就業時間制限	十分な業務量がある場合において、他の委託者からの同一業務に就いての受託禁止	③賃金表の揭示義務	①委託業務量の制限 ②引渡し時刻の規制	婦人および年少者の就業時間の規制（工場法）
4 委託の打ち切り予告	翌々日以後の委託について打ち切り予告 3.5 才以上の従業関係が5 年継続は1ヶ月前10 年継続は2ヶ月前20 年継続は3ヶ月前の予告				全国団体協約において解雇の条件および解雇予告期間を定めることの義務付け	
5 工賃に関する権利の保障	差押制限	①最小限毎月1 回支払い ②毎週取決めた日に支払い可能な額を完了した				

項 目	西 ド イ ツ	オーストリア	イ タ リ ア	オ ラ ン ダ	フ ラ ン ス	イ ギ リ ス
		作業に応じて前払い ③委託関係終了の場合既に稼働した賃金額の支払				
6 最低賃制度	職業部門および職種の別、労働委員会の拘束力ある決定	職業部門別の家内労働委員会による決定	団体協約による出来高賃率。当該業種に団体協約が存在しない場合は地方委員会が決めた出来高賃率	低工賃かつ有効な団体協約が存在しない分野において中央または地方家内労働委員会の草案に基づいて大臣の決定	職権または職業団体の要請により、県の産業別委員会または全国賃金委員会の意見に基づいて県知事または労働社会保障長官が決定	業種別の賃金審議会の提案に基づいて大臣の決定
7 安全衛生対策	①危険有害な家内労働を禁止または制限する政府の法規命令制定権限 ②公衆衛生上問題のある業務について上記と同様の規定	①安全衛生および公衆衛生上問題のある家内労働の法令による禁止または制限 ②①の届出義務	危険有害な物質、材料を使用する家内労働の禁止	①特定の場所における家内労働の行政規則による禁止または制限 ②安全取締法の適用	①安全衛生行政規則の制定 ②法令に定める労働をなさしめる委託者の届出	

事 項	西 ド イ ツ	オーストリア	イ タ リ ア	オ ラ ン ダ	フ ラ ン ス	イ ギ リ ス
9 委託者および家内労働者の把握	①委託者の届出義務 ②委託者による家内労働者および仲介者の名簿	①委託者・下請人・仲介人の届出制 ②委託者による家内労働者名簿作成と届出	委託者および家内労働者登録制	委託者による家内労働者登録簿の作成保管	①委託者届出制 ②委託者による家内労働者、仲介者名簿の作成	委託者による家内労働者名簿の作成届付と年2回の報告
			務所の地区事務所に地区家内労働委員会の設置 ⑤地方労働職業安定事務所長に任命される地方委員会 ⑥県労働職業安定事務所到家内労働使用者登録簿届付 ⑥県労働職業安定事務所の各地区事務所に家内労働者登録簿届付 ⑧労働監督機関による監督			

	作成と行政機関 への提出	疾病災害に対す る手当の支給	労働災害および 職業病に対する 保険の家内労働 者への適用		保管	
10 業務上の災害疾 病に対す る措置	家内労働者、仲 介人、家内工業 経営者等につい て労災保険の適 用（ライヒ保険 法）				労災保険の適用 （労働災害およ び職業病の補償 と予防に関する 法律）	
11 その他	①委託者による 作業に関する請 習義務 ②母性保護法の 適用	年次休暇・休日 手当の支給	①休日労働等の 手当支給 ②家内労働の出 来高質率のスタ イロド制		労働法典におけ る雇用労働者に 関する規定の適 用	

（家内労働室作成）

2. 最低工賃決定状況について

最低工賃は、下表のとおり決定されています。

最低工賃額については、各都道府県労働基準局賃金課に問い合わせ、あつ旋に際しては、最低工賃額を下まわることのないよう注意してください。なお、最低工賃の適用をうける家内労働者は35,583人（家内労働者総数の22.8%）、委託者は28,435人（委託者総数の26.8%）となっています。

1. 業種別最低工賃決定状況

昭和52年 1月1日現在

業	種	決 定 件 数	適 用 委 託 者 数	適 用 家 内 労 働 者 数
繊維工業	横編メリヤス	20件	3,570	64,947人
	織物	12	3,643	28,073
	縫製（洋服）	37	12,014	147,087
	縫製（和服等）	20	2,907	29,150
	その他	7	1,865	5,296
木材・木製品		4	189	3,616
紙加工品		9	530	13,713
金属製品		5	532	7,934
電気機械器具		12	1,407	31,508
その他		19	1,778	24,509
計		145	28,435	355,833

2. 都道府県別最低工賃決定状況

区 分	件数	適用委 託者数	適用家内 労働者数	件	名
1 北海道	2	420	4,886	男子洋服・婦人服 仕立業㊟	電気機械器具
2 青 森	4	427	4,256	男子洋服・婦人服仕立	
3 岩 手	2	46	946	横編メリヤス㊟	
4 宮 城	1	15	422	横編メリヤス	
5 秋 田	1	26	734	通信機器用部品㊟	
6 山 形	2	247	6,274	紙加工品	
7 福 島	2	509	11,090	おさ・そうこう通し	
8 茨 城	4	417	10,396	男子既製洋服㊟	婦人・子供服
9 栃 木	3	355	2,826	農産保存食料品・ 海そう加工㊟	横編メリヤス
10 群 馬	4	443	9,220	伊勢崎織物	男子用ズボン スカーフ
11 埼 玉	3	829	7,660	たび㊟	横編メリヤス
12 千 葉	4	234	7,696	男子既製洋服	婦人服 くつ下
13 東 京	5	3,043	19,536	ワイシヤツ㊟	男子既製洋服 かわぐつ
14 神奈川	4	861	25,530	紙加工品	電気機械器具 婦人・子供服

区 分	件数	適用委託者数	適用家内労働者数	件	件	名
15 新潟	4	900	27,187	金属製洋食器研磨	横編メリヤス	男子服・婦人服 十日町・小千谷・塩沢織物
16 富山	4	262	11,562	フラスナー加工	横編メリヤス	玉軸受 電気機械器具
17 石川	4	277	2,156	山中漆器	打箔	横編メリヤス 男子既製洋服
18 福井	4	1,005	4,102	眼鏡	おさ・そうこう通し	スボーツ服・男子用ズボン・婦人子供服
19 山梨	3	740	3,873	ねん糸	横編メリヤス	貴金属製品
20 長野	5	1,070	22,829	水回し・洗機用紙製品	印刷・製本・印刷物加工・筆耕	メリヤス 電気機械器具 外衣・中衣
21 岐阜	6	2,879	52,035	給水せん	軽便カミソリ	男子既製洋服 洋食器
22 静岡	4	819	3,740	広幅綿・スフ織物	別珍・コーラルテン織布	広幅綿・スフ織布 婦人服
23 愛知	4	1,080	21,500	かん具花火	横編メリヤス	男子既製洋服
24 三重	1	90	1,060	車輻電気配線装置		
25 滋賀	5	294	6,268	高島地区綿・スフ織物・ねん糸	とう製品・ビニール製品・セロファン製品	下着・補整着 寝具
26 京都	2	983	89,65	丹後地区絹・人絹・毛織物	既製服	
27 大阪	2	3,750	15,300	タオル	男子既製洋服	
28 兵庫	5	1,714	5,466	くつ下	そろばん	綿・スフ織物 電気機械器具
29 奈良	3	901	4,723	くつ下	衛生バンド	但馬地区絹・人絹・毛織物 下着・作業服

30	和歌山	2	411	5,966	作業手袋㊦	バジャマ・ネグリジエ				
31	鳥取	3	100	2,868	なし袋	男子既製洋服㊦	和服裁縫業	外衣・中衣		
32	島根	4	157	2,057	電気機械器具㊦	そろばん㊦	和服裁縫㊦	男子作業服	スポーツ服	
33	岡山	5	450	6,175	男子校服㊦	織込花むしろ㊦	綿・スズ織物・ねん米 製造・染色整理	毛筆、画筆㊦	紙加工品	
34	広島	5	1,041	15,252	備後がすり㊦	既製洋服縫製㊦	和服仕立㊦	男子既製洋服・ 学校服・作業服		
35	山口	5	352	4,337	ねん米・染色整理㊦	漁網・のり網	電気機械器具			
36	徳島	3	184	1,227	鏡台	たび	縫製			
37	香川	1	140	570	手袋・ソックスカー㊦					
38	愛媛	2	256	3,975	水引金封	外衣・中衣				
39	高知	1	34	1,168	衛生用紙㊦					
40	福岡	3	232	1,977	久留米かすり	作業服	婦人服			
41	佐賀	3	66	1,770	陶磁器㊦	男子既製洋服	和装製品			
42	長崎	2	211	726	陶磁器㊦	婦人服仕立				
43	熊本	3	108	2,294	紙加工品・印刷	電気機械器具	縫製			
44	大分	2	26	1,011	電気機械器具	衣服				
45	宮崎	2	15	1,514	横編メリヤス㊦	手編衣料品				
46	鹿児島	2	16	708	びろろ葉加工	横編メリヤス				
合 計		145	28,435	355,833						

注 ㊦は改正されたもの。㊦は、拡大決定したものである。

3. 最近の内職求職・求人の状況の推移について

最近の内職求職・求人の状況の推移をみると、下表のとおりです。

内職求職・求人の最近の状況

	50年度 第1・ 四半期	第2・ 四半期	第3・ 四半期	第4・ 四半期	51年度 第1・ 四半期	第2・ 四半期
① 求職相談	138,386	127,231	128,469	148,316	149,305	129,430
② 求人数	54,585	48,442	42,949	46,902	54,761	43,050
倍率 ①/②	253	263	299	316	273	301

(内職相談センター業務報告より)

4. 家内労働旬間の実施状況について

労働省では、5月21日から31日まで、「家内労働手帳の普及と家内労働災害の防止」を目標に掲げて「家内労働旬間」を実施したが、このほど、労働省労働基準局において、旬間の実施状況を取りまとめましたので、その結果をお知らせします。

1. 広報の実施状況

本旬間に関する広報については、各種報道機関のほか関係行政機関及び各種団体等に対して広く協力を求め、効果的な広報活動を展開した。

(1) 放送関係についてみると、全国的にテレビ、ラジオ、有線放送により放映、放送が行われ、各地方ごとにそれぞれ独自性をもりこんだ形で取り上げられた。

(2) 新聞関係では、全国5大紙及び地方紙の社説、婦人欄等に家内労働に関する記事が掲載された。

これら放送関係、新聞関係等報道機関により報道された内容は、家内労働の現状及び問題点、家内労働法の内容、家内労働旬間の趣旨等であった。特に景気回復のきざしを示している一部の業種を除き、今なお引き続く不況の影響は、委託量の減少による家内労働者数の減少、工賃収入の減少等になって現われているという現状が報告されるとともに、本旬間を契機として今後一層家内労働手帳を普及させ、安全衛生を確保するよう強力な呼びかけが行われた。

また、地方公共団体の広報紙、家内労働者関係団体、委託者関係団体、婦人団体の機関紙などの各種定期刊行物にも家内労働旬間の実施に関する記事が掲載された。

(3) その他、効果的な方法によるものとしては、デパートや街頭等における1日内職相談所や家内労働に関する相談室の開設など相談活動の広範な実施、内職相談センター主催の内職展での法の広報普及、国鉄、私鉄の各主要駅、商店街等でのポスターの掲示、リーフレットの配布

など広報資料の有効活用による広報の実施がみられた。

2. 連絡会議の開催

本旬間の実施に当たって、各局は都道府県の家内労働関係部局、主要家内労働産地の市町村、婦人少年室等家内労働関係行政機関との関係を強化するため、連絡会議を開催した。

この会議においては、家内労働の実情と問題点について説明し、本旬間についての協力を求めるとともに、情報及び意見交換を行った。

この会議の開催により、関係行政機関相互の連絡を更に密にする効果を上げるとともに、本旬間の広報及び各種行事の実施について広範な協力が得られ、今後の家内労働対策を円滑に推進する上に多大の成果があった。

3. 集団指導の実施状況

委託者及び家内労働者に対して、本旬間の趣旨とそれぞれ実施すべき事項を徹底させ、法の周知徹底と遵法意識の高揚を図るために業種別又は地域別に集団指導を実施した。

対象は、継続的に就業する家内労働者が相当数存在する産地であって、安全衛生上問題の起こり得る産地、法の浸透が遅れている産地を優先的に取り上げた。特に家内労働手帳の普及を図るため、手帳の様式第一面を印刷したリーフレットを配布し、また安全衛生に関する法規の周知徹底を図るため、安全衛生リーフレットを配布し、それらが活用されるよう指導するとともに、労災保険特別加入についても積極的に加入の推進を図った。

集団指導は各局で実施され、回数224回、出席人員は約8,300人となっている。このうち委託者は約6,100人、家内労働者は約2,200人である。

4. 座談会の開催

家内労働関係者から家内労働の実情や意見、要望等を聴取し、今後の

行政推進の参考とするとともに、その内容を報道機関等を通じて一般に周知し、家内労働問題について社会一般の関心を高めるため、各地で座談会を開催した。

座談会には、家内労働者、委託者、グループリーダー、学識経験者、関係行政機関の職員などが出席し、その状況は新聞等報道機関によって報道された。

内容は、特に不況の影響を受けて仕事量が減少したこと、工賃が低いこと、家内労働手帳・税金・作業環境等の実情や問題点が述べられた。

また、家内労働者、委託者相互間の、あるいは行政当局に対する意見、要望等が述べられた。

5. 監督指導実施状況

家内労働法の徹底と遵守状況のは握のため本旬間の期間中一せい監督指導を実施した。

対象は、継続的に就業する家内労働者が相当数存在する産地であって、安全衛生上問題の起こり得る産地及び最低工賃の決定されている産地等のこれまでに監督指導を受けていない委託者を主たる対象とした。

監督指導の実施状況は第1表のとおりで監督実施件数は3,992件となっており、このうち何らかの家内労働法違反が認められたのは3,055件で違反率は76.5%（前年73.3%）であった。これらについては、是正のための所要の措置を講じた。

第1表

区 分		監督指導 実施件数	違反件数	違 反 率
事 項	法 条 項			
総 数		3,992	3,055	76.5%
家内労働手帳	3	3,992	2,230	55.9
工 賃	6	3,992	170	4.3
最低工賃	14	960	47	4.9
安全衛生	17 ①	413	185	44.8
届 出	26	3,992	1,914	47.9
帳 簿	27	3,992	1,803	45.2

各事項別の内容は次のとおりである。

(1) 家内労働手帳

手帳を交付しているものは全体の35%（前年71%）で、このうち法定の記入事項を具備し、かつ委託状況が記入されていて法違反のないものは44%（前年50%）であった。

手帳を交付していても法定の記入事項を具備していないもの又は具備していても委託状況等が記入されていないもの及び手帳を交付していないものは56%（前年50%）であった。

第2表

区 分	件 数	比 率		
監 督 実 施 件 数	3,992	100.0		
手 帳 を 交 付 し て い る	2,584	64.7	100.0	
法定の記入事項を具備している	1,886	47.2	73.0	100.0
委託状況等を記入している	1,762	44.1	68.2	93.4
委託状況等を記入していない	124	3.1	4.8	6.6
法定の記入事項を具備していない	698	17.5	27.0	
手 帳 を 交 付 し て い な い	1,408	35.3		

(2) 工 賃

工賃の支払方法等に関し法定要件どおり支払がなされていたのは3,822件で全体の96%(前年96%), 法違反のあったのは170件で4%(前年4%)であった。

違反の内容としては、通貨払に関するものが132件と多くなかでも小切手等で支払われているケースが多い。

第3表

区 分	件 数	比 率
監 督 実 施 件 数	3,992	100.0
違 反 な し	3,822	95.7
違 反 あ り	170	4.3
通 貨 払	132	100.0
小 切 手 ・ 手 形 等 に よ る 支 払	119	90.2
同 意 を 得 な い で 為 替 等 で 支 払	13	9.8
支 払 期 限	49	

(3) 最低工賃

監督指導を実施した委託者のうち、最低工賃の適用を受けるものは、960件あったが、このうち最低工賃額に満たない工賃を支払っていたものが47件、4.9%(前年3.5%)あった。

(4) 安全衛生

監督指導を実施した委託者のうち、安全衛生規定に該当する事項のあるものは413件で、このうち違反のあるものは、185件、45%(前年30%)であった。

違反の内容は、危害防止のための書面の交付及び有害物についての容器の使用等に関するものが多い。

第4表

区 分	監督指導 実施件数	件 数	比 率
総 数	413		100.0
違 反 な し		228	55.2
違 反 あ り		185	44.8
安 全 装 置 (則 10 条)	8	1	(12.5)
規格具備等の確認 (則 10, 11 条)	6	0	(0)
防 護 措 置 (則 13 条)	90	15	(16.7)
危害防止のための 書面交付 (則 14 条)	332	169	(50.9)
有害物についての 容器使用等 (則 15 条)	126	29	(23.0)

(注) () は違反率である。

(5) 届 出

委託状況届については、監督を実施したもののうち、48% (前年50%) が届出を行っていなかった。

第5表

区 分	監督指導実施件数	違 反 件 数	違 反 率
委託状況届	3,992	1,914	47.9%

(6) 帳 簿

帳簿を備え付けているものは全体の82% (前年82%) で、このうち法定どおり記入されていて法違反のないものは55% (前年54%) 、法定どおり記入されていないものは27% (前年28%) であった。

また、備え付けていないものは18%（前年18%）であった。

第6表

区 分	件 数	比	率
監 督 指 導 実 施 件 数	3,992	100.0	
帳 簿 を 備 え 付 け て い る	3,260	81.7	100.0
違 反 な し	2,189	54.8	67.1
違 反 あ り	1,071	26.8	32.9
家内労働者各人別に記入していない	176		5.4
法 定 の 記 入 事 項 が な い	918		28.2
委 託 状 況 等 の 記 入 が な い	186		5.7
帳 簿 を 備 え 付 け て い な い	732	18.3	

5. 統計資料から

さきに発表された「昭和50年国勢調査全国速報集計結果（1%抽出集計結果）」から、内職に関するものについてお知らせいたします。

1. 就業状況、従業上の地位別15才以上就業者数

従業上の地位 就業状況	総 数	雇 用 者	役 員	雇 人 の あ る 業 主	雇 人 の な い 業 主	家 族 従 業 者	家 庭 内 職 者
総 数	53,140,700	34,857,700	2,221,100	16,591,100	6,969,500	6,727,900	612,200
主に仕事	45,578,500	32,294,300	2,059,800	15,773,300	6,108,200	3,407,000	87,200
家事のほか仕事	6,788,000	2,008,100	139,600	60,800	728,400	3,294,500	519,500
通学のかたわら仕事	300,500	245,800	800	2,100	21,900	26,500	800
仕事を休んでいた	473,700	309,500	21,000	18,900	111,000	—	4,600

2. 年令、男女別15才以上家庭内職者数

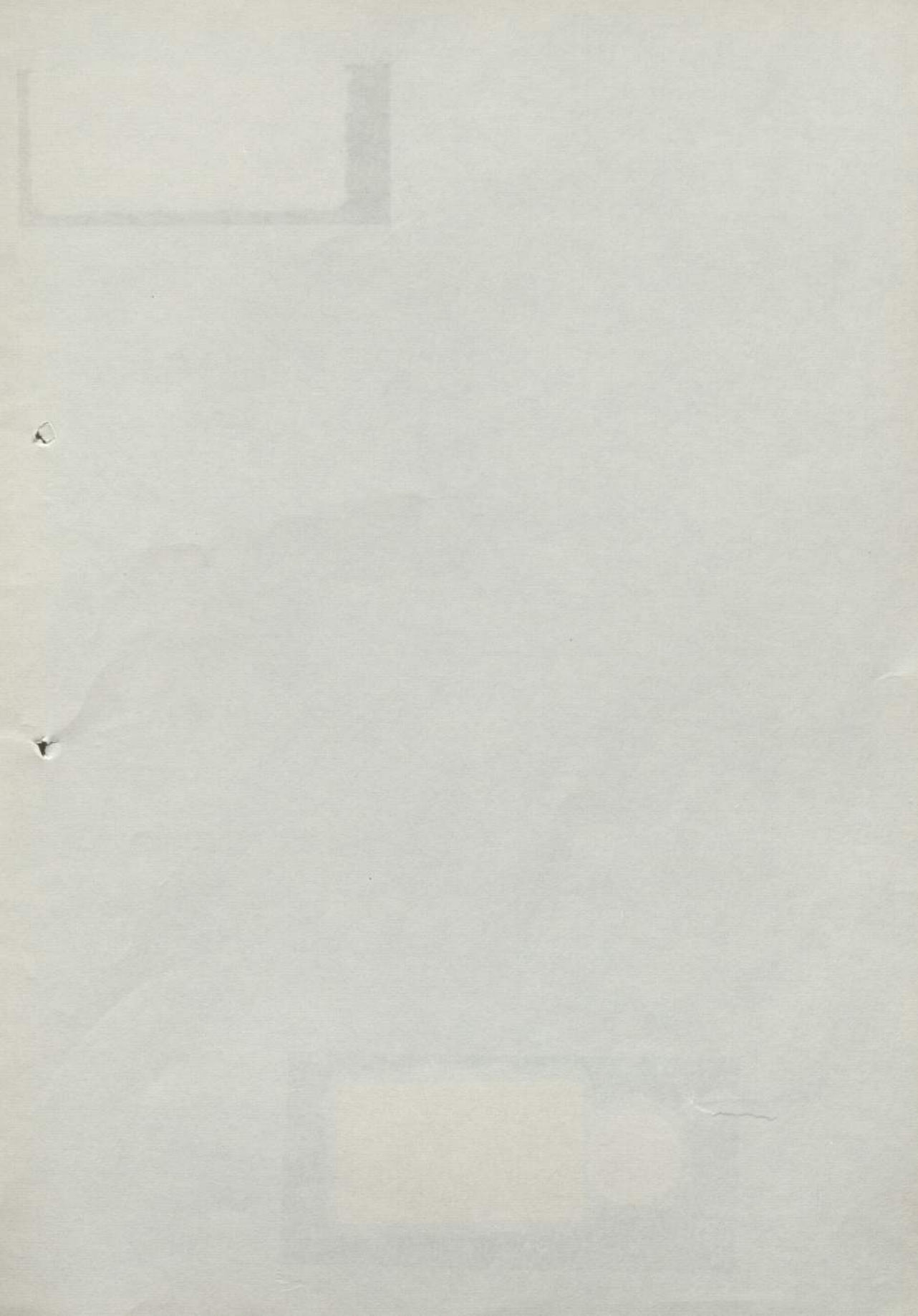
年 令 \ 性	総 数	男	女
総 数	612,200	21,900	590,200
15 ~ 19 才	900	200	700
20 ~ 24 才	19,700	500	19,200
25 ~ 29 才	65,800	900	64,900
30 ~ 34 才	121,900	1,600	120,300
35 ~ 39 才	114,200	1,700	112,400
40 ~ 44 才	88,200	1,600	86,500
45 ~ 49 才	61,900	1,700	60,200
50 ~ 54 才	44,800	800	44,000
55 ~ 59 才	35,500	2,500	32,900
60 ~ 64 才	29,200	3,700	25,500
65 ~ 69 才	16,400	2,400	13,900
70 ~ 74 才	9,500	2,500	7,000
75 ~ 79 才	3,200	1,100	2,100
80 ~ 84 才	1,000	600	400
85 才 以 上	100	—	100

3 産業中分類) 男女別 15才以上家庭内職者数

産業(中分類)		性	総 数	男	女
総	数		612,200	21,900	590,200
農	業		—	—	—
林	業・狩猟業		—	—	—
漁	業・水産養殖業		100	100	—
鉱	業		—	—	—
建	設業		300	—	300
製 造 業	食料品・たばこ製造業		3,500	100	3,400
	繊維工業(衣服・その他の 繊維製品を除く)		80,900	2,300	78,600
	衣服・その他の繊維製品製造業		168,800	3,500	165,200
	木材・木製品製造業(寝具を 除く)		3,200	400	2,900
	家具・装備品製造業		2,500	500	2,000
	パルプ・紙・紙加工品製造業		10,400	1,300	9,100
	出版・印刷・同関連産業		3,800	100	3,700
	化学工業		200	—	200
	石油製品・石炭製品製造業		—	—	—
	ゴム製品製造業		7,500	600	6,900
	なめし皮・同製品・毛皮製造業		15,200	2,000	13,200
	窯業・土石製品製造業		5,000	400	4,600
	鉄鋼業・非鉄金属製造業		—	—	—
	金属製品製造業		10,900	1,200	9,700
	一般機械器具・武器製造業		2,100	—	2,100
	電気機械器具製造業		35,400	1,100	34,300

産業(中分類)		性	総 数	男	女
製 造 業	輸送用機械器具製造業		—	—	—
	精密機械器具製造業		4,000	400	3,600
	その他の製造業		45,200	4,300	40,900
卸 売 業 ・ 小 売 業	卸 売 業		1,000	100	900
	百貨店		—	—	—
	織物・衣服・身のまわり品小売業		3,300	200	3,100
	飲食料品小売業		200	—	200
	飲食店		100	—	100
	家具・建具・じゅう器小売業		100	—	100
	その他の小売業		300	—	300
金 融 ・ 保 険 業			—	—	—
不 動 産 業			—	—	—
運 輸 業 ・ 倉 庫 業			—	—	—
通 信 業			—	—	—
電気・ガス・水道・熱供給業			—	—	—
サ ー ビ ス 業	個 人 サ ー ビ ス 業		162,400	900	161,500
	娯 楽 業		—	—	—
	放 送 業		—	—	—
	修 理 業		1,500	400	1,100
	事 業 サ ー ビ ス 業		17,900	1,000	16,800
	医療・保健・清掃業		—	—	—
	教 育		—	—	—

産業(中分類) \ 性	総 数	男	女
その 他 の サ ー ビ ス 業	—	—	—
公 務	—	—	—
分 類 不 能 の 産 業	26,200	900	25,300



GAa1/1

8-6-94-10



女性と仕事の未来館



00962791